



観観産第622号
平成29年12月28日

各都道府県旅行業主管課長 殿



観光庁参事官（産業政策担当）



旅行業法の改正に伴う経過措置について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）により旅行業法（昭和27年法律第239号）が改正され、平成30年1月4日に改正旅行業法が施行されます。法改正に伴う制度改正事項については、下記の通りの運用となりますので、通知します。また、旅行業協会非加盟の旅行業者及び旅行業者代理業者並びに旅行サービス手配業を営む予定ある者に対して周知をお願いします。

なお、別添写しのとおり、（一社）日本旅行業協会会长及び（一社）全国旅行業协会会长に対しても通知していますので、お知らせします。

記

1. 旅行業務取扱管理者の定期研修の扱いについて

改正旅行業法においては、旅行業者及び旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るために、（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会（以下「旅行業協会」という。）が実施する研修（以下「旅行業務取扱管理者定期研修」という。）を受けさせなければならぬこととなった（旅行業法第11条の2第7項及び旅行業法施行規則第10条の6）。また、旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）においては、営業所で選任されている、あるいは、旅行業務取扱管理者として選任見込みの者が旅行業務取扱管理者定期研修を受講していない場合には、旅行業等の登録の拒否事由となると整理している。

しかしながら、

- ・旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修は平成30年1月4日当日から開始されるものではないため、直近で旅行業等の登録更新を迎える旅行業者等が、登録の拒否事由に該当してしまうおそれがあること

- ・旅行業務取扱管理者定期研修の受講希望者が一時期に集中すると、旅行業協会において受講希望者を十分に吸収しきれないおそれがあること
- ・改正旅行業法施行当初は、旅行業者等に対して制度改正の周知が十分に行き届いていないおそれがあること

から、各旅行業者等に所属する旅行業務取扱管理者（営業所において選任されている旅行業務取扱管理者及び旅行業務取扱管理者として選任見込みの者（以下「選任管理者等」という。）に限る。）が優先的に研修を受講することができる時期及び経過措置を以下の表の通りとする。

旅行業者の登録の有効期間の満了日の2か月前に当たる日	選任管理者等が旅行業務取扱管理者定期研修を優先的に受講することができる時期	経過措置
平成30年1月4日～平成31年3月31日	平成30年1月～平成31年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修の開始前である等の理由により、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに研修を受講ができない場合には、旅行業者等の代表者名で、平成32年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りる。
平成31年4月1日～平成32年3月31日	平成30年4月～平成32年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	旅行業協会による旅行業務取扱管理者定期研修の開始前である等の理由により、登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日までに研修を受講ができない場合には、旅行業者等の代表者名で、平成32年3月31日までの間に旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる旨の誓約書の提出を行うとともに、研修修了後に研修修了証の写しを登録行政庁に届け出ることをもって足りる。

平成32年4月1日～ 平成33年3月31日	平成31年4月1日～平成33年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	なし
平成33年4月1日～ 平成34年3月31日	平成32年4月1日～平成34年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	なし
平成34年4月1日～ 平成35年3月31日	平成33年4月1日～平成35年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	なし
平成35年4月1日～ 平成36年3月31日	平成34年4月1日～平成36年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	なし
平成36年4月1日～ 平成37年3月31日	平成35年4月1日～平成37年3月31日の間の旅行業等の登録の有効期間満了日の2か月前に当たる日まで	なし

このほか、選任管理者等の旅行業務取扱管理者定期研修の受講については、以下(1)～(3)の扱いとする。

- (1) 旅行業者等は、以後は同じ周期（5年ごと）で、選任管理者等に対して旅行業務取扱管理者定期研修を受講させる必要がある。
- (2) 旅行業者等は、この表に記載の時期に依らずとも旅行業務取扱管理者定期研修を受講させることは可能であるが、研修受講希望者が一時期に集中することを回避するため、旅行業協会は上の表に記載の旅行業登録の更新の予定のある旅行業者等の選任管理者等の研修受講を優先的に扱うことになることに留意すること。
- (3) 旅行業者等の営業所で旅行サービス手配業務相当の旅行業務のみを扱うものについても旅行業務取扱管理者の選任が義務付けとなったことに伴い、当該旅行業者等において一時的に旅行業務取扱管理者の数が不足する場合には、その役員又は使用人が総合旅行業務取扱管理者又は国内旅行業務取扱管理者の資格を取得するか、資格を有する者を雇い入れる等の方法により、できる限り速やかに、旅行業務取扱管理者を選任のうえ登録行政庁に届け出ること（遅くとも平成32年3

月31日までに旅行業務取扱管理者の選任を終えること)。

2. 旅行サービス手配業務取扱管理者について

改正旅行業法においては、旅行サービス手配業の登録制度が創設され、旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、旅行サービス手配業務取扱管理者を選任することが必要となる。

旅行サービス手配業務取扱管理者には、

- (1) 旅行業法第28条第5項に基づき、登録研修機関が実施する旅行サービス手配業務に関する研修(以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。)の課程を修了した者

又は、

(2) 総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任することができるようになっている(旅行業法第28条第5項)が、旅行サービス手配業務取扱管理者の設置は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)附則第5条第2項により、平成30年1月4日から6か月間は猶予されている。

このため、旅行サービス手配業者においては、その役員又は使用人のうちに(1)又は(2)に該当する者がいない場合には、当該猶予期間中に、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の登録研修機関による研修を受講させるか、総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者を雇い入れる等の方法により、旅行サービス手配業務取扱管理者を選任できるように用意すること。

3. 書面における通訳案内士の同行の有無の記載について

改正旅行業法においては、旅行業者等は、旅行業法第12条の4第2項の取引条件の説明に用いる書面及び旅行業法第12条の5第1項の契約に関する書面において、通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第2条第1項に規定する全国通訳案内士又は同条第2項に規定する地域通訳案内士の同行の有無に関する記載が必要となる。

これら通訳案内士の同行の有無の記載は、改正旅行業法の施行以降に必要となるものであり、同日までに既に印刷の終了していた募集チラシ等においては記載することは要さず、同日以降に新たに作成する印刷物等において記載を行えば足りるものである。

4. 事業者間の書面の交付義務について

改正旅行業法では、第12条の5第3項において、旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。)と旅行業務に関し契約を締結したときは、当該取引をする者に対し、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない

とされている。

この事業者間の書面の交付は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第5条第1項により、平成30年1月4日より前に締結された旅行業務に関する契約には適用にされないが、同日以降に契約を締結する際には必要となるものである。このため、旅行業者等においては遺留なきよう取り扱われたい。